

事務所の写真

1. 内部、外部の写真をわかるようにつけること。(複数枚可)
2. ポラロイド写真は変質するので不可、デジタルカメラの写真は可。
3. 写真は申請時で3か月以内のもの。撮影年月日を記載しておくこと。
4. 台紙に普通の写真を貼付するか、または A4 の用紙に直接プリントアウトしたものでも可。
5. 副本は、コピーでも構わないが、内容が写るように写真モードや薄めのコピーで取ること。(カラー・白黒どちらでも可)

外部写真

- ①建物のほぼ全景。なるべく離れて、隣接の建物の一部も含まれるように撮影。
- ②事務所の看板(表札、事務所入口の表示物、ビルの各階の案内等)が建物の全景で、読めない場合は、別に撮影(更新の業者のみ)。
- ③新規申請の場合、大きな看板を掲示する必要はないが、事務所名の表示自体は必要。(郵便受けに「業者名」を貼ったもので可)

内部写真

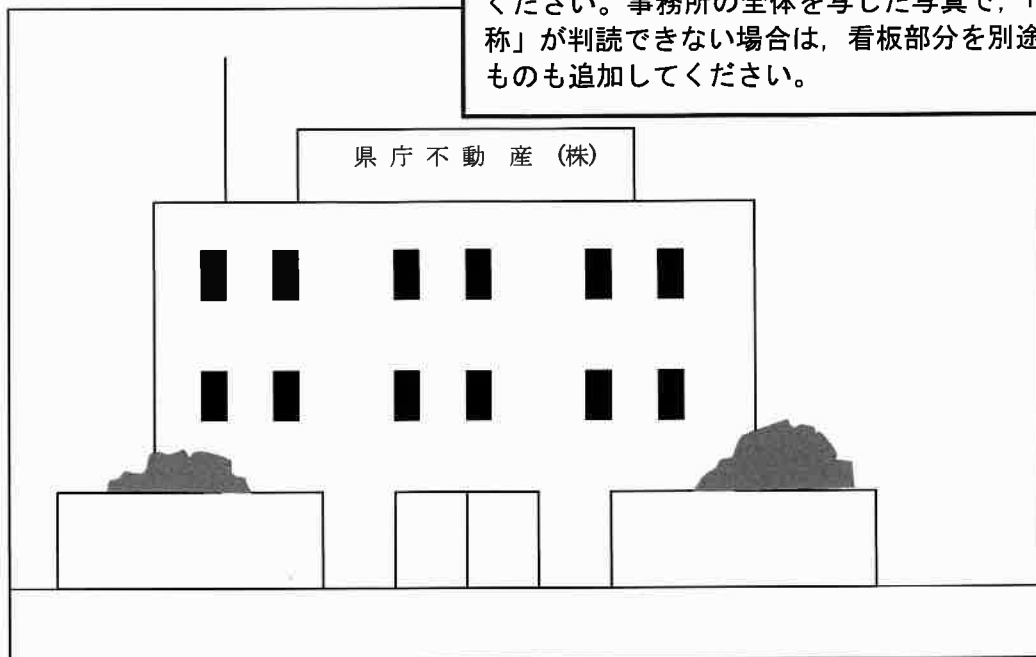
- ①事務所の大半がわかるよう撮影。
- ②固定電話が確認できるもの。
- ③更新の業者は、「業者票」(掲示内容が読めるもの)と「報酬額表」(R1.10.1 改正のもの、掲示内容が読めるもの)の掲示状況が確認できるもの。(なるべく、事務所内観とは別にそれぞれ撮影。)
(新規業者は不要)
- ④事務所をパーティション等で間仕切りしている場合は、その設置状況の写真を添付。

新規申請の場合

事務所の写真

「商号又は名称」が掲載された看板等を含めて撮影してください。事務所の全体を写した写真で、「商号又は名称」が判読できない場合は、看板部分を別途、撮影したものも追加してください。

事務所の外部写真



撮影年月日 令和 3年 3月 1日

「電話」も含めて、事務所内部を写した写真としてください。

事務所内部写真

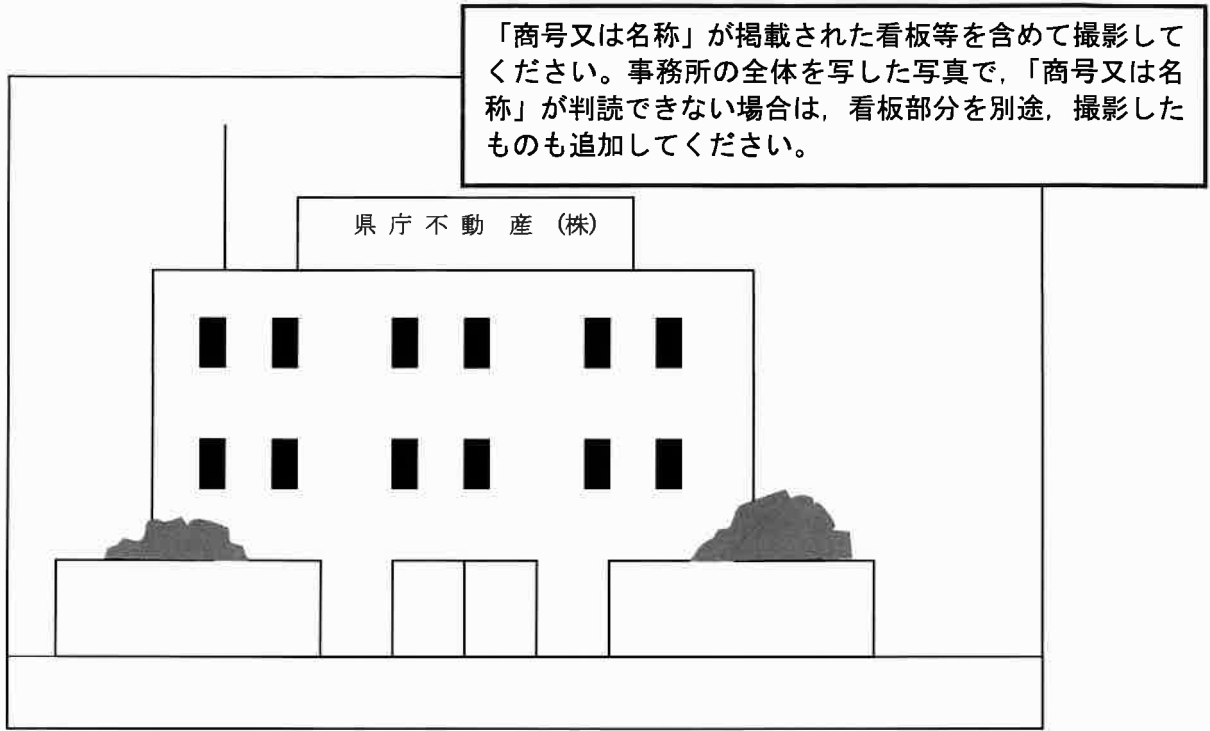


撮影年月日 令和 3年 3月 1日

更新申請の場合

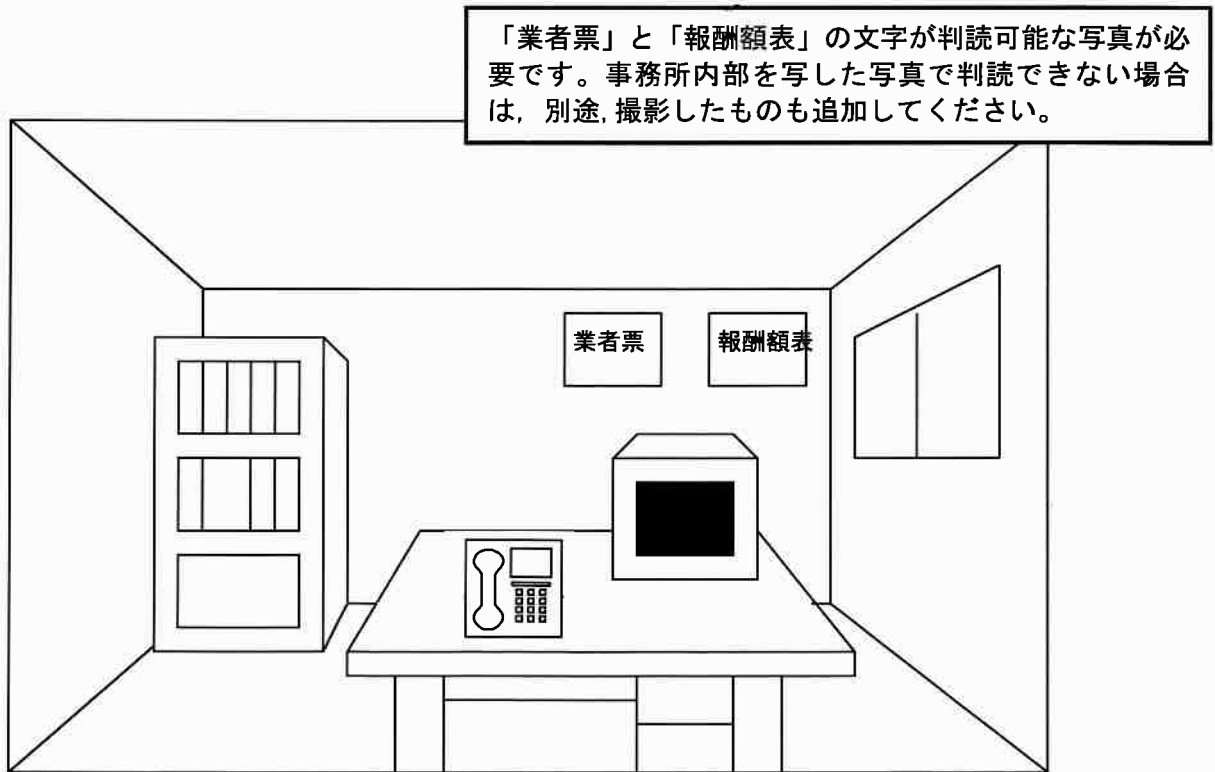
事務所の写真

事務所の外部写真



撮影年月日 令和 3年 3月 1日

事務所の内部写真



撮影年月日 令和 3年 3月 1日

更新申請の場合

事務所の写真

事務所の内部写真

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 知事 () 第 号
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

撮影年月日 令和 3年 3月 1日

事務所の内部写真

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

昭和四十五年十月十三日閣議決定(第五十二号)
昭和四十五年八月三十日国土交通省令(第九十三号)
昭和四十五年八月十九日国土交通省令(第九十号)

第一 定義
この告示において「消費税法別表第一」とは消費税法(昭和六十三年法律第九十号)第九十條第一項第九号に掲げる消費税の課税にA類
されるべき消費税課税及び当該消費税を課税標準として課せらるべき消費税に相当する金額をいふ。

第二 消費又は交換の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者が消費又は交換の媒介をする報酬の額は、消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その
消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)に、消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その
消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の五、五を乗じて算出する金額(以下「百分の五、五の額」といふ)に、消費
又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の四、三
を乗じて算出する金額(以下「百分の四、三の額」といふ)を加算した金額に、消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その
消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の二、三を乗じて算出する金額(以下「百分の二、三の額」といふ)を加算した金額
をいう。

第三 消費又は交換の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者が消費又は交換の媒介をする報酬の額は、消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その
消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)に、消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その
消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の五、五を乗じて算出する金額(以下「百分の五、五の額」といふ)に、消費
又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の四、三
を乗じて算出する金額(以下「百分の四、三の額」といふ)を加算した金額に、消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その
消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の二、三を乗じて算出する金額(以下「百分の二、三の額」といふ)を加算した金額
をいう。

第四 貸借の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者が貸借の媒介をする報酬の額は、貸借の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の五、五を乗じて算出する金額(以下「百分の五、五の額」といふ)に、貸借の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の四、三を乗じて算出する金額(以下「百分の四、三の額」といふ)を加算した金額に、貸借の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の二、三を乗じて算出する金額(以下「百分の二、三の額」といふ)を加算した金額をいう。

第五 貸借の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者が貸借の媒介をする報酬の額は、貸借の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の五、五を乗じて算出する金額(以下「百分の五、五の額」といふ)に、貸借の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の四、三を乗じて算出する金額(以下「百分の四、三の額」といふ)を加算した金額に、貸借の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の二、三を乗じて算出する金額(以下「百分の二、三の額」といふ)を加算した金額をいう。

第六 権利金の買受がある場合の特例
宅地建物取引業者が権利金の買受をする報酬の額は、権利金の買受の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の五、五を乗じて算出する金額(以下「百分の五、五の額」といふ)に、権利金の買受の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の四、三を乗じて算出する金額(以下「百分の四、三の額」といふ)を加算した金額に、権利金の買受の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の二、三を乗じて算出する金額(以下「百分の二、三の額」といふ)を加算した金額をいう。

第七 空室等の売買又は交換の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者が空室等の売買又は交換の媒介をする報酬の額は、空室等の売買又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の五、五を乗じて算出する金額(以下「百分の五、五の額」といふ)に、空室等の売買又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の四、三を乗じて算出する金額(以下「百分の四、三の額」といふ)を加算した金額に、空室等の売買又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の二、三を乗じて算出する金額(以下「百分の二、三の額」といふ)を加算した金額をいう。

第八 空室等の売買又は交換の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者が空室等の売買又は交換の媒介をする報酬の額は、空室等の売買又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の五、五を乗じて算出する金額(以下「百分の五、五の額」といふ)に、空室等の売買又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の四、三を乗じて算出する金額(以下「百分の四、三の額」といふ)を加算した金額に、空室等の売買又は交換の媒介の目的とする消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の二、三を乗じて算出する金額(以下「百分の二、三の額」といふ)を加算した金額をいう。

第九 第二から第八までの規定による報酬の額の算出
第一から第八までの規定による報酬の額は、消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の五、五を乗じて算出する金額(以下「百分の五、五の額」といふ)に、消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の四、三を乗じて算出する金額(以下「百分の四、三の額」といふ)を加算した金額に、消費税の額(消費税の額が零である場合は、その消費又は交換の媒介の目的とする消費税の額に相当する金額)の百分の二、三を乗じて算出する金額(以下「百分の二、三の額」といふ)を加算した金額をいう。

附則(令昭和四十五年八月二十日国土交通省令(第九十三号))
この告示は、令昭和四十五年八月二十日から施行する。

公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会

撮影年月日 令和 3年 3月 1日